

平成26年第6回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成26年6月30日（月）午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	委員長 加藤和宣	委員 檜垣昌子	
	委員 嶋谷珠美	委員 森岡謙二	
	委員 森下淑子	教育長 内田隆	
欠席委員	なし		
事務局職員	事務局次長	教育政策課長（教育未来館長）	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	学校地域連携担当課長	教育指導課長	
	教育改革・教育支援担当副参事	生涯学習・スポーツ振興課長	
	スポーツ施策推進担当課長	東京オリンピック・パラリンピック担当課長	
	体育協会事務局長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	29号	幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	承認
2	30号	幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	承認
3	31号	幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	承認
4	32号	学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
5	32号	桐ヶ丘郷小学校の増築について	了承
6	33号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成26年第6回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成26年6月30日(月) 13:30

加藤委員長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。これより、平成26年第6回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第29号議案「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、日程第2、第30号議案「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第3、第31号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」及び日程第4、第32号議案「学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正」を一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長

委員長

加藤委員長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、説明をさせていただきます。北区では、平成26年7月1日から、配偶者同行休業制度を導入する予定でございます。この制度は、平成26年2月21日施行の改正地方公務員法に基づくもので、地方公務員法第26条の6として規定されました。

北区では、制度導入のため、職員の配偶者同行休業に関する条例を、平成26年6月30日付北区議会の議決をもって制定し、同年7月1日から施行することとしています。

職員の配偶者同行休業に関する条例は、外国で勤務等をする配偶者と、外国において生活をともにするための休業について必要事項を定めた条例で、休業は職員が配偶者と生活をともにすることを条件に、3年を超えない範囲内で承認できることとしています。

これに伴い、配偶者同行休業に関する規定を追加する必要が生じた規則等がございます。規則等の改正内容について、説明させていただきます。

初めに、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正でございます。恐れ入りますが、新旧対照表をごらんください。配偶者同行休業を取得中の職員の昇給についてでございますが、休職中や育児休業中等の職員と同様に、昇給は行わないものとして取り扱いたいと思います。このため、規則第13条中に当該休業を追加します。

また、これも休職中や育児休業中等の職員と同様ですが、復職時に本来行われるはずであった昇給を行うこととするため、当規則第16条第1項第1号中に当該休業を追加いたします。

続いて、二つ目は、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正でございます。恐れ入りますが、同じく新旧対照表をごらんください。期末手当支給基準日に、配偶者同行休業中の職員に対しては、期末手当を支給しないこととするため、支給対象外職員を定める当規則第2条第1項に、配偶者同行休業中の職員を追加します。期末手当

の支給基準日から1カ月以内に退職等をした職員には支給することとしておりますが、その際に配偶者同行休業中であつた場合には対象外となる旨を、第2条第2項第1号に定めます。

また、期末手当支給基準日に育児休業中の職員については、基準日以前の規則で定める期間中に勤務していた場合は支給することと規定されていますが、勤務していた者から除外する項目を列記している規則第3条に、配偶者同行休業中の職員を追加します。

期末手当の支給割合を決定する欠勤等日数の換算について定める規則第5条第1項について、配偶者同行休業中の期間に勤務しない合計の時間を7時間45分をもって2分の1日と換算するように定めます。

続きまして、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正についてでございます。これにつきましても恐れ入りますが、新旧対照表をごらんください。期末手当と同様に勤勉手当につきまして、支給基準日に配偶者同行休業中の職員には、支給対象外とする旨を規則第2条第1項に定めます。こちらも、期末手当と同様ですが、支給基準日から1カ月以内に退職等をした職員には支給することとしておりますが、その際に配偶者同行休業中であつた場合には対象外となる旨を第2条第2項第1項に定めます。

また、支給基準日に、育児休業中の職員については、基準日以前の規則で定める期間中に勤務していた場合は支給することと規定されていますが、勤務していた者から除外する項目を列記している規則第3条に、配偶者同行休業中の職員を追加します。

支給割合を決定する欠勤等日数の換算について定める規則第5条第1項について、配偶者同行休業中の期間に勤務しない合計の時間を7時間45分をもって1日と換算するように定めます。

最後に、学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正についてでございます。恐れ入りますが、これにつきましても新旧対照表をごらんください。規程では、別表第1で幼稚園教育職員の出勤記録の表記を定めており、配偶者同行休業を出勤記録上「配偶者同」と表記する規定を追加いたします。この表記は、区長部局と同様でございます。

ただいまご説明いたしました三つの規則及び一つの規程の改正後の施行期日は、職員の配偶者同行休業に関する条例の施行に合わせて、平成26年7月1日から施行することといたしたいと思ひます。

以上で、職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴う規則等の改正の説明を終わります。以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

加藤委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。特にありませんか。

(質疑・意見なし)

加藤委員長

ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

加藤委員長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。
次に、報告事項に移ります。日程第5、報告第32号、桐ヶ丘郷小学校の増築について、事務局から説明をお願いいたします。

学校改築施設管理課長

委員長

加藤委員長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

それでは、桐ヶ丘郷小学校の増築について、ご説明させていただきます。初めに、1の要旨でございます。児童数の増に伴う学級数の増により、いわゆる余裕教室が減少してございました桐ヶ丘郷小学校について、教育環境の充実を図るため、来年4月からの利用開始ができるよう校舎の増築を実施させていただくものでございます。

次に、2の経過でございます。(1)では、児童数の増についての経過をまとめてございます。桐ヶ丘郷小学校は、平成14年4月に桐ヶ丘小学校と桐ヶ丘北小学校が統合して開設した小学校でございます。当時は両校とも小規模化が進んでございまして、統合した際の学級規模は、各学年1クラス、特別支援学級を入れて8クラスで、児童数は200名に届かない規模でございました。その翌年に、近隣の乳製品の製造工場跡地に建築されました大規模なマンションを取り込む形で学区域の見直しを行ってございまして、以降年々児童及び学級数が増加をし続け、昨年4月でございますが、児童数・学級数とも、開設当初の3倍規模まで増加し、区立小学校の中では4番目に多い児童数を抱える大規模校となっております。

(2)では、この間の増築にかかわる検討の経過をまとめてございます。この間の学級数の増には、その都度、余裕教室を普通教室に転用して、教育環境の確保を図ってまいりましたが、最高18あった余裕教室が、昨年4月の時点で3まで減少いたしまして、例えばランチルームで少人数学習を実施するなど、教育活動にいろいろな困難が生じてきたことから、昨年9月、増築にかかわる設計に着手をいたしまして、これまでの間、増築計画の検討を進めてきたところでございます。

3の増築計画の内容でございます。(1)では、改めて増築の目的を少人数学習など今日的に望まれる教育環境の用途に充てるための諸室の増と、将来的な放課後子どもプランの実施を可能とするための諸室の増の2点にまとめてございます。

(2)では、具体的な増築内容をお示ししてございます。別紙の計画概要図とあわせてごらんいただければと思います。これは図面を横に見ていただきまして、まずは増築予定箇所でございますが、図の左上の配置図をごらんください。墨で濃くなっておりますが、増築校舎は既存校舎の北側に配置してまいります。規模は、各階に2部屋の2階建てで計4室、面積でいいますと約500㎡を予定してございます。構造は鉄骨造でございます。

施設内容につきましては、別紙の右側の計画平面図に基づき、ご説明をさせていただきます。増築校舎の各部屋の使い道や配置は、今後学校長が来春までに決定してまいります。1点だけ現時点で決めていることがございます。それは、1階の東側の1部屋

を学童クラブとして整備する点でございます。現在は、数少ない余裕教室の関係から、学童クラブとしては多少使い勝手がよくない校舎の2階の西の端を利用してございますが、これを昇降口や正門に近く利便性の高い場所へ移設させていただきます。

そのほか、増築校舎の特徴的なことといたしましては、これは建築基準法の要請に基づいてでございますが、エレベーターや誰でもトイレを増築校舎の中に新設してまいります。また、全室に空調を完備すること、屋上緑化を図ること、トイレは全て洋式化することなどが、特徴としてございます。

説明資料の(3)では、ビオトープの移設についてまとめてございます。説明資料へお戻りいただけますでしょうか。増築予定箇所には、今現在3年前に谷村教育基金を活用して整備したビオトープがございます。これを校庭の東側、先ほどの配置図でいいますと校庭の右下に当たる部分になりますが、そちらへ移設をさせていただきたいと考えてございます。新たなビオトープの整備に当たりましては、環境教育の一環で児童の参画を得ながら、できる限り現在の生物や、それを取り巻く環境をそのままに移設できるよう努めてまいります。

(4)の今後の予定でございますが、今月下旬からビオトープの仮移転作業の準備に入っております。来年の2月末の完成を目指し、この10月ごろから増築校舎の新設に着工いたします。3月には、学童クラブなど、学校内での諸室の移転を行い、来年4月から新たな学級編制に対応した形で増築校舎の利用を開始させていただきます。

以上、ご報告させていただきました。

加藤委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

森下委員

委員長

加藤委員長

森下委員

森下委員

一つ質問ですけれども、今度新設されるのは2階建てですよね。そこにエレベーターを新設というのは、今これは時代の流れでエレベーターを設置されるのでしょうか。

学校改築施設管理課長

委員長

加藤委員長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

時代の流れもあるかと思うのですが、そもそも建築基準法上で福祉のまちづくり条例等にかかわりまして、バリアフリー化の対応が求められてございます。そういった対応ができませんと増築の許可がおりないというのは現状でございます。

森下委員

わかりました。ありがとうございました。

加藤委員長	ほかに、ご質疑またはご意見はございませんか。
	(質疑・意見なし)
加藤委員長	ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。
	次に、日程第6、報告第33号、後援・共催事業に関する報告について、事務局から説明をお願いいたします。
教育政策課長	委員長
加藤委員長	教育政策課長
教育政策課長	それでは、後援・共催事業に関しまして、ご報告を申し上げます。報告第33号をごらんください。今回は、名義使用承認報告が8件、事業実績報告が5件でございます。
	初めに、名義使用承認報告でございます。
	1件目、第31回 非行のない明るい街づくり住民大会～少年の健全育成をめざす親子の集い～でございます。主催は、非行のない明るい街づくり赤羽連絡協議会でございます。
	7月15日に北とぴあ内、男女共同参画センターのスペースゆうで実施されます。
	2件目でございます。わんどりーむは、小学校低学年、幼稚園の年長の児童が、犬と触れ合いを通して命の温かさ、犬との触れ合い方を学ぶことを目的とした事業でございます。
	主催は、中央動物専門学校学友会クラブわんどりーむでございます。7月30日～平成27年3月27日の間に6回実施されます。田端にあります学校法人中央工学校中央動物専門学校19号館で実施されます。
	それではおめくりいただきまして、3件目でございます。北区立小学校PTA連合会共催事業です。主催は、東京都北区立小学校PTA連合会で、6月12日～平成27年3月31日の間に、北とぴあ 飛鳥ホール他でお示しの事業を実施するものでございます。
	4件目でございます。北区立中学校PTA連合会共催事業です。主催は、東京都北区立中学校PTA連合会で、6月12日～平成27年3月31日の間に、北とぴあ 飛鳥ホール他でお示しの事業を実施するものです。
	5件目、租税教室「人気のマイコンレーサー体験！！」でございます。マイコンカーを税金クイズに答えてプログラムを書きかえて、マップ上のコースを走らせるといったものです。主催は、公益社団法人王子法人会で、7月26日に岸町ふれあい館 第五集会室で実施されます。
	6件目、平成26年度特別支援学校に在籍する児童・生徒の理解教育充実事業夏季研修会です。東京都立王子特別支援学校の主催で、7月24日～8月25日に、別紙1をごらんいただけますでしょうか。こちらにお示しのように、都立王子特別支援学校、裏面に参りまして都立王子第二特別支援学校、都立北特別支援学校でお示しの日程で実施されます。

それではお戻りいただきまして、7件目、第5回「税に関する絵はがきコンクール」で、公益社団法人王子法人会の主催です。応募締切が9月30日で、応募先は、北とびあ内の王子法人会事務局となります。

8件目は、なでしこリーグ オールスター2014で、一般社団法人日本女子サッカーリーグの主催で、8月23日に味の素フィールド西が丘で実施されます。この件につきましては、後ほど担当課長より補足させていただきます。

それでは、次ページをごらんください。事業実績報告でございます。お示しの5件でございます。ご高覧いただければと思います。

続きまして、東京オリンピック・パラリンピック担当課長より、補足させていただきます。

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

委員長

加藤委員長

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

それでは、私から後援の名義使用承認報告8番の事業につきまして、説明をさせていただきますと存じます。スポーツ施策推進担当課長が後援を行うところでございます。なお、実際のサッカー協会との窓口は、私のほうで担いますので、私から説明をさせていただきますと存じます。

日本サッカー協会、それから一般社団法人日本女子サッカーリーグ主催の、なでしこリーグオールスター戦でございます。今回が第8回となります。第4回の2009年、西が丘で行いました。それ以来、西が丘に戻ってくるということになります。この大会の後援を北区並びに北区教育委員会で行うものでございます。

それでは、お手元のカラーのチラシをごらんいただきたいと存じます。日時でございます。下のほうに大きく書いてございますとおり、8月23日、18時30分、キックオフでございます。このチラシでございますが、右の下のほうに小さく書いてございます、保護者1名様分は無料ということで、小学生以下との同伴に限り無料という扱いになります。このチラシを北区内の小学校全校、小学生全員にお配りをいたします。

当日でございますが、北区は区のPRコーナーを設けまして、まだ内容が未定でございますけれども、広報課と産業振興課がタイアップいたしまして、北区の魅力を伝えるブースを設ける予定となっております。

それから、現在サッカー協会にお願いしていることとありますが、選手と子どもたちの触れ合いのイベント、それからキッズエスコート、試合のときに子どもたちと手をつないで選手がピッチに入っていくということと、北区の子どもたちのために何かお願いできないかということでお願いをしております、詳細がまた決まりましたら別途お知らせをしてみたいと思います。

テレビ中継でございますが、今回につきましてはMXテレビの生放送、それからBS

フジにつきましては調整中ということで聞いてございます。
以上でございます。

加藤委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

加藤委員長

ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。
以上で、本日の日程全てを終了いたしました。
これをもちまして、平成26年第6回教育委員会臨時会を閉会いたします。